



住宅取得資金に係る借入金の 「年末残高等証明書」

発行のお知らせ



今年も年末が近づいてまいりました。
租税特別措置法の規定により、
所得税の住宅取得等特別控除を受けるために必要な、
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、
次の区分により発行します。
年末調整や確定申告にご利用ください。

①平成26年1月1日から
令和6年12月末日までに
住宅貸付等を借り受けた方

②令和7年1月1日から
令和7年12月末日までに
住宅貸付等を借り受けた方

③前記に該当しない方で
住宅取得等特別控除
を受けられる方

令和7年11月中旬頃に発行

令和8年1月中旬頃に発行

依頼により発行

対 象 者：共済組合の住宅貸付をご利用中の組合員

送付方法：所属所の共済組合事務担当課を通して送付

発行内容：令和7年12月末日現在の未償還残高の証明

所属所の共済組合事務担当課を
通して、共済組合へ発行依頼をして
ください。

※ 注 意 事 項 ※

※ 当組合のデータ管理において、「住宅借入金等特別控除」の適用条件全てを把握することができないため、平成26年1月1日以降に住宅等貸付を受けた全ての方に年末残高証明書を発行しています。

「住宅借入金等特別控除」の対象とならない方にも送付されてしまいますので、不要な方は理由を付して共済組合へお返してください。次年以降は送付しないようにいたします。

※ 一部または全額繰上償還をした場合は、住宅取得等特別控除を受けられない場合があります。

※ 令和4年度税制改正により、居住を令和5年以降に開始する住宅貸付について特別控除を受ける場合、共済組合から税務署へ年末残高情報等を記載した調書を提出することにより、納税者からの残高証明書の提出が不要となりました。

ただし、令和7年度においては、システム等の都合により調書の提出が困難であるため、経過措置により従来通り残高証明書を交付しますのでご承知おきください。

福井県市町村職員共済組合
総務企画課 0776-52-7300